



## マイナンバーカードをお持ちの方は、電子申請により 転出届をすることができるようになります。

現在、新型コロナウイルス感染症患者が県内でも発生している状況にありますが、3月末から4月初旬は、入学や転勤により、市役所及び各市民センターの届出窓口が大変混雑することが見込まれます。

そのような中、届出窓口の混雑を少しでも抑制することにより、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び市民の皆様の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードをお持ちの方については、電子申請により届出窓口に来ることなく転出届をすることができるようになります。

マイナンバーカードをお持ちの方で転出届をする必要がある方は、電子申請を積極的に活用いただくよう、お願いいたします。

### 1 利用開始日時 令和2年3月25日（水）10時から

### 2 電子申請による転出届をすることが出来る方

有効期限内の署名用電子証明書が格納されているマイナンバーカードを所有している方（同一の世帯で複数の方が同時に転出される場合は、届出をする方がマイナンバーカードを所有していれば、全員分の届出をすることが可能です。）

※ 電子申請による転出届を行うために必要な環境は次のとおりです。

- ① ICカードリーダーライターが接続されているパソコン又はICカードが読み取れるスマートフォン（iPhoneを除く。）があること
- ② ①のパソコン又はスマートフォンに公的個人認証サービス利用者用クライアントソフトがインストールされていること

### 3 電子申請による転出届の手続の流れ

- ① 「呉市電子申請システム」（[https://s-kantan.jp/city-kure-hiroshima-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/city-kure-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action)）にアクセスする。
- ② 手続名から「転出届」を選択する。  
※ 「広島県・市町共同利用型電子申請システム」の利用者IDをお持ちでない場合は、利用者登録を求める画面が出ますので、登録後に手続が可能となります。
- ③ 画面に沿って必要な事項を入力し、公的個人認証サービスによる電子署名を添付した上で申請を行う。
- ④ 呉市から審査終了の通知メールが届いたことを確認する。

※ 転入先の市区町村で転入届をする際は、マイナンバーカードが必要となります。

#### (参考)

電子申請を利用できる環境がない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方は、郵送による転出届も受け付けております。